

第5期市川市介護保険地域運営委員会委員委嘱辞令交付式ならび  
に平成30年度第2回市川市介護保険地域運営委員会

日時：平成30年8月29日（水）

14時～15時30分（予定）

場所：市川市仮本庁舎 4階 第3委員会室

## 会 議 次 第

1 市川市介護保険地域運営委員会委員委嘱辞令交付式

- (1) 辞令の交付
- (2) 挨拶

2 開会

3 議題

(1) 正副委員長の選任について

(2) 介護保険地域運営委員会について（説明）

【資料1、参考資料】

(3) 審議事項

①市川市地域包括支援センターについて

【資料2】

②地域密着型サービスについて

【資料3-1、資料3-2】

③介護給付適正化事業について

【資料4】

(4) 予防給付ケマネジメント業務委託について（報告）

【資料5】

(5) 地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について（報告）

【資料6】

4 閉会

## 介護保険地域運営委員会について

地域包括支援センター及び地域密着型サービスの創設に伴い、地域の実情に応じた施策を推進していくため、市町村の役割や権限が強化されたことから、その公平性・公正性を確保するための委員会の設置が必要となった。このため、以下の3つの事項について市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じて建議することができる機関として、平成18年8月に設置した。

### (1) 委員会の調査審議事項 (市川市介護保険条例第12条)

市川市介護保険地域運営委員会は、以下の①～③の調査審議機関の任を務める。

#### ①地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営の確保に関する事項

地域包括支援センターの設置者は、市町村の条例で定める基準を遵守しなければならないとされ、基準によれば、サービス事業者、被保険者、学識経験者等により構成される「市川市介護保険地域運営委員会」の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することとされている（法第115条の46第5項、市川市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例第3条第2項・必置）

- ・地域包括支援センターの承認事項（圏域の設定・設置、変更及び廃止並びに業務委託先法人の選定・委託先法人の予防給付事業の実施等）
- ・地域包括支援センターの運営（事業計画・報告及び収支予算書・決算書）
- ・地域包括支援センター事業内容の評価
- ・介護予防支援事業者の指定(法第115条の22第4項)

#### ②地域密着型サービスの適正な運営の確保に関する事項

市町村長は、地域密着型サービスを提供する事業者に対する指定や指導・監督の権限を有しているほか、地域の実情に応じて設備等の基準や介護報酬を独自に設定することも可能とされており、被保険者・その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- ・介護報酬の額を独自に定める場合（法第42条の2第5項、第54条の2第5項）
- ・事業所の指定・指定更新（法第78条の2第7項、第115条の12第5項）

- ・従事者、設備に関する基準を独自に定める場合（法第78条の4第6項、第115条の14第6項）

③介護給付の適正化に関する事項

介護給付の適正化に有効な方策等について調査審議等を行う。

- ・介護サービスが利用者の自立支援に資するものとなっているかチェックする方策
- ・不適正・不正に提供されている介護サービスはないかどうかチェックする方策

**(2) 委員構成（10名）**

- ①保健、医療又は福祉に関し学識経験のある者（1名）
- ②関係団体の推薦を受けた者（5名）
- ③介護保険の被保険者（2名）
- ④介護支援専門員または介護保険サービス事業者で構成される団体の推薦を受けた者（2名）

# 市川市介護保険条例（抜粋）

平成12年3月22日  
条例第10号

（市川市介護保険地域運営委員会の設置及び任務）

第12条 本市に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市川市介護保険地域運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

- （1） 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営の確保に関する事項
- （2） 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスの適正な運営の確保に関する事項
- （3） 保険給付の適正化に関する事項

追加〔平成18年条例35号〕、一部改正〔平成21年条例6号・27年14号〕

（組織等）

第13条 委員会は、委員10人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 保健、医療又は福祉に関し学識経験のある者
- （2） 関係団体の推薦を受けた者
- （3） 被保険者
- （4） 法第7条第5項に規定する介護支援専門員又は法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等で構成される団体の推薦を受けた者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

追加〔平成18年条例35号〕

（委員長及び副委員長）

第14条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

追加〔平成18年条例35号〕

（会議）

第15条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

追加〔平成18年条例35号〕

(守秘義務等)

第16条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

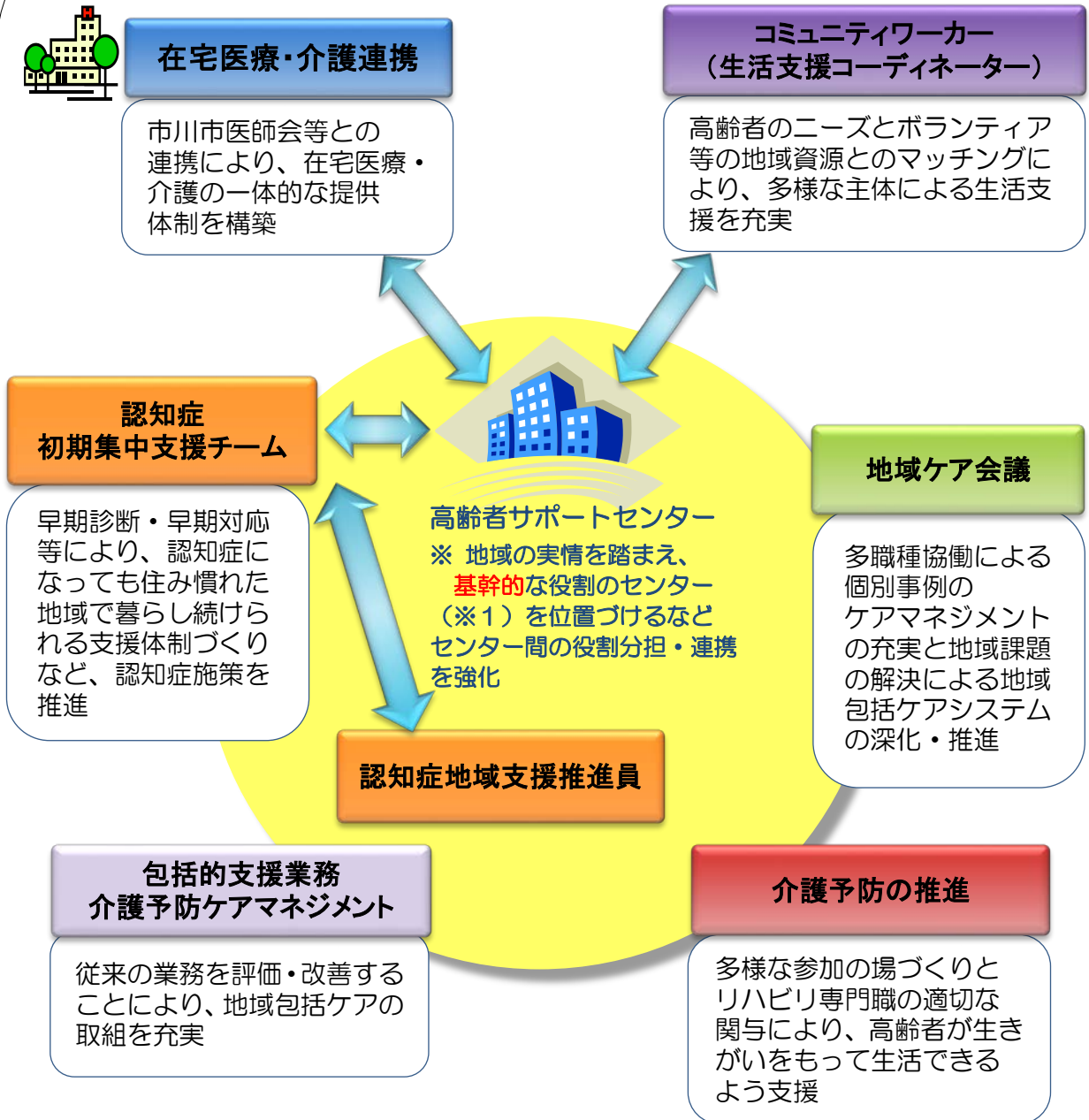
2 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

3 委員会の事務は、福祉部において処理する。

4 第12条から前条まで及び前3項に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員会が市長の同意を得て定める。

追加〔平成18年条例35号〕、一部改正〔平成23年条例4号〕

## 高齢者サポートセンター(地域包括支援センター)の機能(イメージ図)



### ※1 基幹的な役割のセンター

たとえば、センター間の総合調整、他センターの後方支援などを担う

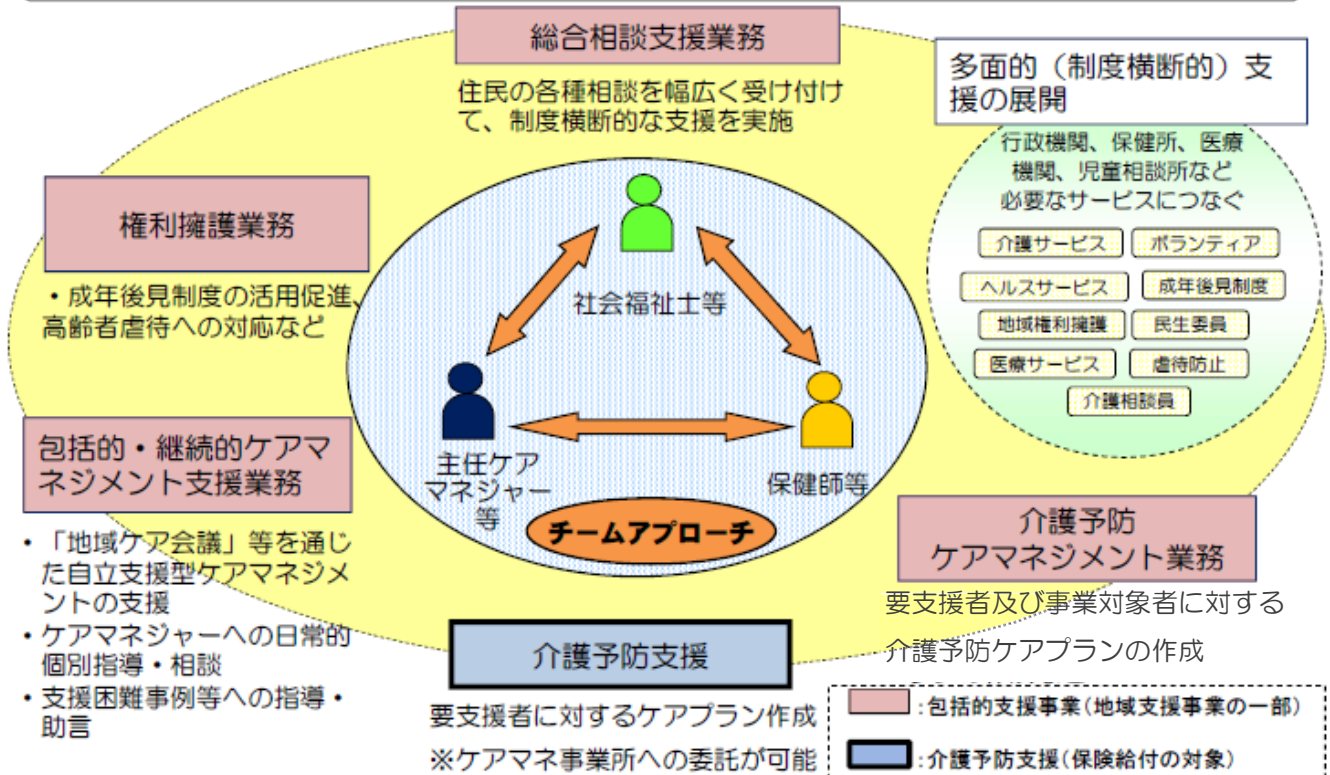
## 市川市地域包括支援センターについて

市川市は地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として地域包括支援センターを設置しています。

平成18年4月1日より直営で市内3か所に設置し、平成20年10月1日に北部地域包括支援センターを委託、同年12月1日に西部地域包括支援センターを委託。平成27年10月1日から日常生活圏域に合わせ、全15ヶ所に委託しました。センターの運営にあたっては「市川市高齢者サポートセンター」という愛称を使用しています。

## 地域包括支援センターの業務

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種チームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設である。（介護保険法第115条の46第1項）  
 主な業務は、介護予防支援及び包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。



## 地域密着型サービスについて

### 1.地域密着型サービスの趣旨

地域密着型サービスは、高齢者が介護を受けるようになっても、住み慣れた地域での生活を可能な限り、そのまま継続できるようにするためのサービス体系です。サービス事業所の指定は市町村が行い、原則として事業所所在地の市町村の被保険者が利用できます。

### 2.地域密着型サービスの種類について

サービス名	対象者	サービス内容	事業所数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護 1～5	日中夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報により、介護や看護、緊急時の対応等が受けられます。	2
夜間対応型訪問介護	要介護 1～5	巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護が受けられます。	1
地域密着型通所介護	要介護 1～5	定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活の世話や機能訓練等が受けられます。	85
認知症対応型通所介護	要支援 1・2 要介護 1～5	認知症の人が、食事や入浴等の日常生活上の世話や機能訓練、専門的なケア等のサービスが受けられます。	8
小規模多機能型居宅介護	要支援 1・2 要介護 1～5	通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊りのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。	5
看護小規模多機能型居宅介護	要介護 1～5	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、介護や看護のケアが受けられます。	なし
認知症対応型共同生活介護	要支援2 要介護 1～5	認知症の人が、共同生活をする住居で、日常生活の世話や機能訓練等のサービスを受けられます。	17
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	原則 要介護 3～5	定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活の世話や機能訓練等のサービスを受けられます。	1 (休止中)
地域密着型特定施設入居者生活介護	要介護 1～5	定員が29人以下の小規模な介護専用型の有料老人ホーム等に入居する人が、日常生活上の世話や機能訓練等のサービスを受けられます。	1



## 第7期計画における地域密着型サービス整備目標量

サービス種別		※平成29年度 まで	第7期		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
1	地域密着型介護老人福祉施設 (定員29人以下の特別養護老人ホーム)	1カ所	—	—	—
		定員25人			
2	小規模多機能型居宅介護	5カ所	1カ所	—	1カ所
		※定員133人	29人		29人
3	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	17カ所	1カ所	1カ所	1カ所
		定員323人	18人	18人	18人
4	認知症対応型通所介護 (デイサービス)	6カ所	—	1カ所	1カ所
5	地域密着型特定施設入居者 生活介護(定員29人以下の有 料老人ホーム)	1カ所	—	—	—
		定員29人			
6	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	3カ所	—	1カ所	1カ所
7	看護小規模多機能型居宅介護	0カ所	—	1カ所	—

※平成29年度の数值は平成29年度末までに整備(整備中含む)された施設の総数。

※小規模多機能型居宅介護の定員は、登録定員。

## 保険給付の適正化に関する事項

(市川市介護保険条例第 12 条第 2 項 (3))

### 【介護給付適正化事業について】

#### (1) 目的及び概要

##### (目的)

介護給付の適正化を図ることで利用者に対する適正な介護サービスが確保されるとともに、不適正な給付を削減し、介護保険制度への信頼感を高めるため。

##### (概要)

介護給付の適正化は、平成 19 年 6 月に国の「介護給付適正化計画に関する指針」が策定され、平成 20 年 3 月に「千葉県における介護給付適正化の取組み(第 1 期、平成 20～22 年度)」を策定したことを受け、市川市においても、介護給付適正化事業を実施しています。

介護給付の適正化は継続的な取組みが重要であり、平成 29 年 7 月に国から「第 4 期(平成 30 年度～平成 32 年度)介護給付適正化計画」に関する指針が示され、団塊の世代すべてが 75 歳以上となる 2025 年、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年に向けて、地域包括ケアシステムを深化・推進していくためには、必要な給付を適切に提供するための適正化事業をさらに推進していくことが必要であると示されています。

国・県の計画に基づき、主要事業としてあげられている 5 つの事業を行っています。

#### (1) 要介護認定の適正化

認定調査票の整合性を照合することにより、適正な介護認定審査会資料を作成し、合理的な判定に繋がります。

認定調査員に対して認定調査票に関する研修を実施し、適正な認定調査票作成に繋がります。

認定審査会委員に対して介護認定審査会の取扱い手順に関する研修を実施し、適正な判定に繋がります。

#### (2) 居宅サービス計画(ケアプラン)の点検

被保険者の「自立支援」に資する適切なケアプランになっているかの確認を行います。

(3) 住宅改修等の点検

住宅改修が適正な工事であるかの確認（写真による点検及び実地調査）を行います。

また、福祉用具についても訪問調査を行い、福祉用具の必要性や利用状況の確認を行います。

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

国保連のシステムを活用し、過誤請求を行っていないかの確認を行います。

(5) 介護給付費通知

受給者本人が利用実績等の確認ができるよう、サービスの請求及び費用の給付状況等について通知します。

## 予防給付ケアマネジメント業務委託の追加事業者について

番号	事業所・施設の名称		事業指定年月日	高齢者サポートセンター名
	サービスの種類	〒	連絡先	
	事業者番号	所在地		
1	まいむケアサポート		2004年3月1日	市川第二
	居宅介護支援 1270902313	〒273-0035 船橋市本中山1-7-10 キョウエイビル3階		047-333-4000
2	あいのおてケアプランセンター		2018年1月1日	菅野・須和田
	居宅介護支援 1270908450	〒274-0063 船橋市習志野台3-13-25-16		0120-370-756
3	市川あさひ荘ケアセンター		1999年9月1日	八幡
	居宅介護支援 1270800046	〒272-0801 市川市大町537番地		047-337-6565
4	がんちゃんケアステーション		2015年10月1日	信篤・二俣
	居宅介護支援 1270804519	〒272-0816 市川市本北方1-30-10グランデュール市川七番館202号室		047-321-6122
5	プレミアム東松戸居宅介護支援事業所		2016年10月1日	市川東部
	居宅介護支援 1271207654	〒270-2221 松戸市紙敷297-2		047-712-1301
6	あさがお居宅介護相談室		2018年3月1日	行徳
	居宅介護支援 1270805185	〒272-0111 市川市妙典4-10-4-104		047-374-3236
7	游神居宅介護支援事業所		2013年2月1日	信篤・二俣
	居宅介護支援 1270906041	〒273-0042 船橋市前貝塚町401-22		047-439-2237
8	輝山会 総合介護支援センター		2000年3月28日	国府台
	居宅介護支援 2070500174	〒395-8558 長野県飯田市毛賀1707番地		0265-26-8111
9	はあとふる ほのか		2013年4月1日	国分
	居宅介護支援 1270805219	〒272-0031 市川市平田2-6-1		047-325-7030
10	はあとふる ほのか		2013年4月1日	菅野・須和田
	居宅介護支援 1270805219	〒272-0031 市川市平田2-6-1		047-325-7030
11	はあとふる ほのか		2013年4月1日	市川第二
	居宅介護支援 1270805219	〒272-0031 市川市平田2-6-1		047-325-7030
12	まいむケアサポート		2004年3月1日	菅野・須和田
	居宅介護支援 1270902313	〒273-0035 船橋市本中山1-7-10 キョウエイビル3F		047-333-4000

## 予防給付ケアマネジメント業務委託の追加事業者について

番号	事業所・施設の名称		事業指定年月日	高齢者サポートセンター名
	サービスの種類 事業者番号	所在地	連絡先	
13	SOMPOケア地域サービスセンター市川八幡居宅介護支援		2018年7月1日	国分
	居宅介護支援 1270805276	〒272-0021 市川市八幡3-23-6 中村ビル1F		047-325-8140
14	三愛指定居宅介護支援事業所		2006年8月1日	市川第二
	居宅介護支援 1270801945	〒272-0802 市川市柏井町3丁目650番地		047-300-6001
15	合同会社 ケアサポート紡ぐ		2010年4月1日	曾谷
	居宅介護支援 1270802737	〒272-0831 市川市稲越町482番16		047-373-4011
16	居宅介護支援事業所 ふれ愛		2007年5月1日	国府台
	居宅介護支援 0871700506	〒302-0039 茨城県取手市ゆめみ野三丁目23番地1		0297-78-2525
17	SOMPOケア地域サービスセンター市川八幡居宅介護支援		2018年7月1日	八幡
	居宅介護支援 1270805276	〒272-0021 市川市八幡3-23-6 中村ビル1F		047-325-8140
18	はあとふる ほのか		2013年4月1日	国府台
	居宅介護支援 1270805219	〒272-0031 市川市平田2-6-1		047-325-7030